

5 高 教 福 第 4 7 5 号
令 和 5 年 6 月 2 6 日

各県立学校長 様

教 育 長
(公印省略)

教職員等におけるハラスメント及び児童生徒性暴力等の
防止及びその適切な対応等について（依頼）

今般、県内の小学校の教員が同僚に対して「しつこく交際を迫る」等の行為を行った旨の報道等がなされております。

そもそも教職員間（教育実習生を含む。）において、立場・関係性等を利用して、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに類する言動を行うことは、決してあってはならないことです。ハラスメントは、された相手側の心身を多大に傷付け、その人の人格権を侵害する、場合によっては生命に関わるという非常に深刻な事態をもたらします。児童生徒に「他人を大切に」と伝えるべき立場である教職員として、それを実現できているのかについて自省する必要があります。

また、教職員が児童生徒に対して行う言動についても、一人一人がその言動を徹底的に見つめ直し、児童生徒の権利利益を決して侵害することがないようにしなければならないことは、論を俟ちません。特に、教職員による児童生徒性暴力等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）において、第一条に規定されている通り、「児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるもの」であり、断じて許されるものではありません。法の目的や基本理念も踏まえ、児童生徒を徹底して守り通すことに留意しなければなりません。

教職員一人一人が、教職員間あるいは児童生徒に対して何らかの言動を行う際に、上記について重く理解をし、また、教職員を管理監督する立場である校長等の管理職が学校をマネジメントしていくうえで心底から意識をして取組を実施する必要があります。

また、仮に事案が生じた場合、あるいは、事案が生じたと思われる事態が生じた場合等には、悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥ることな

く、躊躇せずに、法令やマニュアル等を踏まえ、学校等は、速やかに必要な対応をとらなければなりません。

つきましては、これまでもご案内をしてきたところではありますが、改めて国及び県が作成する標記に関わる文書等を送付させていただきますので、所属の教職員に対し、周知、指導の徹底を図っていただきますとともに、法令等において「学校」等として必要な対応が規定されている場合には、学校の所属職員を監督し、校務をつかさどる立場である学校長といたしまして適切な対応をとっていただきますようお願いいたします。

なお、高知県教育委員会としまして、現在、事案が発生した場合の事実認定の客観性をより高めるといった観点から、第三者の意見も聴きつつ、事実を確認していくような新たな仕組みについて検討しているところであることを申し添えます。

(別添)

別紙1：「ハラスメント対策ガイドブック（高知県教育委員会教職員・福利課作成（令和2年9月））」

別紙2：「高知県教育委員会外部相談員」

※「高知県教育委員会外部相談員について（令和5年4月6日付け5高教福第29号教育長通知）」において送付したものと同一

別紙3：「令和5年度ハラスメント対策相談窓口一覧（県立学校に勤務する教職員（臨時的任用教職員及び会計年度任用職員を含む。））」

※「ハラスメント対策相談窓口について（令和5年4月6日付け5高教福第30号教育長通知）」において別紙1として送付したものと同一

別紙4：「ハラスメント対策相談窓口体制」

※「ハラスメント対策相談窓口について（令和5年4月6日付け5高教福第30号教育長通知）」において別紙2として送付したものと同一

別紙5：「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年3月29日付け4教教人第48号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）」

※「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年4月6日付け5高教福第28号教育長通知）」において送付したものと同一

別紙6：「教育実習におけるハラスメントの防止及びその適切な対応について（令和5年4月14日付け5高学第95号高知県教育長通知）」(写)

別紙7：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（令和3年6月11日付け3文科教第268号文部科学事務次官通知）」

※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（令和3年7月7日付け3高教福第477号教育長通知）」において送付したものと同一

別紙8：「児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集及び研修用動画の活用について（令和5年3月29日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡）」

※「児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集及び研修用動画の活用について（令和5年5月16日付け5高教福第274号教育長通知）」において送付したものと同一

別紙9：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について（令和4年3月18日付け3文科教第1351号文部科学事務次官通知）」

※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について（令和4年9月7日付け4高教福第740号教育長通知）」において送付したものと同一

担当
高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当 古田・恩地
電話：088-821-4903
【分類番号 02-03-9999】

5 高 教 福 第 4 7 5 号
令 和 5 年 6 月 2 6 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
（公印省略）

教職員等におけるハラスメント及び児童生徒性暴力等の
防止及びその適切な対応等について（依頼）

今般、県内の小学校の教員が同僚に対して「しつこく交際を迫る」等の行為を行った旨の報道等がなされております。

そもそも教職員間（教育実習生を含む。）において、立場・関係性等を利用して、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに類する言動を行うことは、決してあってはならないことです。ハラスメントは、された相手側の心身を多大に傷付け、その人の人格権を侵害する、場合によっては生命に関わるという非常に深刻な事態をもたらします。児童生徒に「他人を大切に」と伝えるべき立場である教職員として、それを実現できているのかについて自省する必要があります。

また、教職員が児童生徒に対して行う言動についても、一人一人がその言動を徹底的に見つめ直し、児童生徒の権利利益を決して侵害することがないようにしなければならないことは、論を俟ちません。特に、教職員による児童生徒性暴力等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）において、第一条に規定されている通り、「児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるもの」であり、断じて許されるものではありません。法の目的や基本理念も踏まえ、児童生徒を徹底して守り通すことに留意しなければなりません。

教職員一人一人が、教職員間あるいは児童生徒に対して何らかの言動を行う際に、上記について重く理解をし、また、教職員を管理監督する立場である校長等の管理職が学校をマネジメントしていくうえで心底から意識をして取組を実施する必要があります。

また、仮に事案が生じた場合、あるいは、事案が生じたと思われる事態が生じた場合等には、悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥ることな

く、躊躇せずに、法令やマニュアル等を踏まえ、学校や学校の設置者等は、速やかに必要な対応をとらなければなりません。

つきましては、これまでもご案内をしてきたところではありますが、改めて国及び県が作成する標記に関わる文書等を送付させていただきますので、市町村教育委員会事務局内や管内の学校長及び教職員に対し、周知、指導の徹底を図っていただきますとともに、法令等において「学校の設置者」等として必要な対応が規定されている場合には、市町村教育委員会といたしまして適切な対応をとっていただきますようお願いいたします。

なお、高知県教育委員会としまして、現在、事案が発生した場合の事実認定の客観性をより高めるといった観点から、第三者の意見も聴きつつ、事実を確認していくような新たな仕組みについて検討しているところであることを申し添えます。

(別添)

別紙 1 : 「ハラスメント対策ガイドブック (高知県教育委員会教職員・福利課作成 (令和 2 年 9 月))」

別紙 2 : 「高知県教育委員会外部相談員」

※「高知県教育委員会外部相談員について (令和 5 年 4 月 6 日付け 5 高教福第 29 号高知県教育長通知)」において送付したものと同一

別紙 3 : 「ハラスメント対策相談窓口体制」

※「ハラスメント対策相談窓口について (令和 5 年 4 月 6 日付け 5 高教福第 30 号高知県教育長通知)」において別紙 2 として送付したものと同一

別紙 4 : 「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について (令和 5 年 3 月 2 9 日付け 4 教教人第 48 号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知)」

※「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について (令和 5 年 4 月 6 日付け 5 高教福第 28 号高知県教育長通知)」において送付したものと同一

別紙 5 : 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について (令和 3 年 6 月 1 1 日付け 3 文科教第 268 号文部科学事務次官通知)」

※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について (令和 3 年 7 月 7 日付け 3 高教福第 477 号高知県教育長通知)」において送付したものと同一

別紙 6 : 「児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集及び研修用動画の活用について (令和 5 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)

※「児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集及び研修用動画の活用について
(令和5年5月16日付け5高教福第274号高知県教育長通知)」において送
付したものと同一

別紙7：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の
策定について(令和4年3月18日付け3文科教第1351号文部科学事務
次官通知)」

※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定
について(令和4年9月7日付け4高教福第740号高知県教育長通知)」にお
いて送付したものと同一

担当 高知県教育委員会事務局教職員・福利課 人事企画担当 古田・恩地 電話：088-821-4903
